

ドイツ連邦食料・農業省 農林漁業最新情報  
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft  
NO 35  
2019・12・16

1 クレックナー大臣：動物保護に関する報告書（2015~2018年）を閣議提出  
—雄雛の殺処分廃止など多くの改善点—

連邦大臣クレックナーは、2015年～2018年度動物保護報告書を閣議に提出した。ドイツは、雄雛の殺処分からの離脱先駆者になるべきである。連邦農業省は、動物保護（家畜、ペット、実験動物含む）の4年間の発展の状況報告を行った。この報告は連邦政府が具体的にどのような政策でもって、家畜―ペット―実験動物の状況をどのように改善したかを、明らかにしている。今日（12月11日）提出された家畜保護の報告は、2015年から2018年までを対象にしている。

クレックナー大臣：”動物保護は連邦基本法（訳注・ドイツの憲法に相当）において、国家目標として規定されている。動物は我々とともに生きる生物である。そしてそれらの置かれた立場を、継続して改善することが任務である。我々はこれを実行する。つまり、研究と動物保護法に合致した飼育システムへの投資を通じて。我々は過去の年において動物飼育分野で多くのことを達成した。

際立った成果は、倫理上認知できない生まれたばかりの雄雛を、殺処分から回避する方法の開発である。連邦省から予算措置されている重要な研究によって、突破口がもたらされた。2018年11月以来、この手法で選別された卵が、最初にスーパーマーケットにおいて、入手可能となった。この生産チェーンにおいて、卵の中で雌雄を特定する方法が用いられた。このことによって、雄雛の孵化が回避された。ドイツは研究と実践の努力でもって、EUをリードしている”と、クレックナーは述べた。

連邦大臣の目標は、2021年までに雄雛の殺処分から完全に離脱した、最初の国となることである。関係分野との適切な合意を得るために、既に多くの円卓会議が開催されている。

さらに法でもって長い猶予期間が、認められねばならない。連邦農業省は、家畜の福祉の公的標示の導入に向けた作業を行ってきた（有機一標示もまた、具体的な標識である）同様に有用動物飼育における、より多くの動物の福祉のために、遡及検査可能な監視産物が標示される。標示は法的規準に則り、一目で見分けがつくこと。その際、その目は専門分野と州の境を越えていく。

”我々は農産物を外国に輸出し、そこでの条件で生産するとき、ヨーロッパ規則を必要とする。そのため、私は例えばより多くの家畜福祉の標示と結びついた規則の公布について、将来尽力したい”と、クレックナーが強調した。家畜保護は結局闘いである：政治、経済そして消費者も。自らの決断でもって、標示産物をショッピングカートに積み込むことを。

### **家畜分野における改善**

連邦食料・農業省は、ドイツとヨーロッパにおける家畜の福祉改善について、2014年に広範なイニシアチブを発揮した。家畜保護の改善は、特にこのイニシアチブによる活動に焦点をあてている。家畜福祉の分野におけるイニシアチブの重要な行動領域に関して、報告期間（2015~2018年）内で以下の成果を得ている。

#### **1 家畜における治癒力のない施術（くちばしの切断）の禁止**

2015年7月に家畜の福祉改善のための合意は、特に連邦農業省と該当する家禽業界が、産卵鶏と肥育七面鳥の飼育におけるくちばしの切断放棄にサインした。実際的な実行は次のように決定された。産卵鶏の雛のくちばし切断は、2016年8月1日から禁止された。

#### **2 妊娠中の家畜と殺の禁止**

家畜産物一商取引一禁止法第4項によって、妊娠中の家畜（羊と山羊を除く）が妊娠最後の1/3期に、と殺目的で引き渡すことが基本的に禁止された。小さな反芻動物は、飼育方法とその他の大枠条件が、根本的に異なっていることから法の中で除外されている。例えば肉牛と豚。この規則は2017年9月から発効した。

#### **3 家畜福祉の標示**

連邦農業省は特定の家畜産物に関して、任意の公的家畜福祉の表示のための作業に取り組んだ。この産物については、法的な最低基準よりも高く遵守される。この公的な家畜福祉の表示は、卵標示の構想を目指していない。

基本的な違いは、特に国内法の枠組みで家畜の福祉標示は任意の参加であり、卵の標示は義務としての要求である。つまり、家畜の福祉標示は、飼育システムでなく資源、マネジメントそして特に家畜に関連した規準に、基礎をおいていることである。この家畜の福祉標示は、最初豚の分野でスタートし、後に更なる家畜の種を対象とする。

#### **4 国際及びEU-レベルでの家畜保護を促進**

ドイツ、デンマークそしてオランダの「より多くの家畜保護・共同のイニシアチブ」は、EU-レベルでの進歩を促進させ、そして同時に競争の歪みを阻止する。これまで「共同の宣言」、つまり輸送に際しての家畜保護の意見表明、豚飼育における家畜保護の意見表明、若い産卵鶏のための意見表明並びに EU-レベルでの家畜保護一情報プラットフォーム設立ための提案に署名した。 の間にスウェーデンとベルギーは、この連合に加入した。

#### **5 卵の中での雌雄を特定**

連邦農業省は孵化 1 日後の雄雛の殺処分を、早急に実践的に役立つ代替対策の援助でもって、終了させるという目的を追求している。このため、連邦省は卵の中での雌雄特定のための手法の発展を 2008 年以來、約 650 万ユーロ（約 7 億 8 000 万円）でもって奨励してきた。この研究から卵の中での雌雄特定の 2 つの異なる方法が生まれた。それは内分泌学上と分光学上の方法である。

2018 年 11 月 8 日以來、この方法で選定された卵が、幾つかのスーパーマーケットで購入可能となった。

#### **6 連邦・各州の次官委員会「家畜保護」**

この委員会は連邦一各州省の次官委員会は、家畜保護の分野において密接に調整することに役立っている。これまでの委員会の基本的な成果：家畜の尾を噛む行動に関する研究活動の合意、産卵鶏の小グループ飼育の運動場。

#### **7 母豚の妊娠ストール飼育の新しい規則**

連邦と各州は、母豚の妊娠ストール（訳注・個別の檻）飼育の新しい規則について、集中的に意見交換を行った。新しい規則は、地域の農業構造を広範に破壊することを回避するため、家畜保護においても経済的な視点を配慮しなければならない。その中でさらなる合意が生まれている。動物保護一有用動物の飼育規則が、その方向で変更されるべきである。つまり、将来的に妊娠ストールでの母豚の飼育期間縮小の認可、このストールでの仔豚出産場所の減少である。連邦農業省は、適切な規則草案を提出する。

## 8 家畜保護の分野における連立協定の実行

過去の立法議会任期中の連立協定は、広範な家畜保護を認めている。第 19 立法議会の連立協定の中に、多くのテーマが含まれている。これに相応してこの議会任期において、特に以下の重点が取り上げられている：公的な家畜福祉の標示創設、国内家畜戦略のさらなる発展、生まれたばかりの雄雛の殺処分の禁止、実験動物のための他の選択的方法の研究と、その利用のための集中的な取組みの継続 加えて様々な他の分野、例えば野生動物—外来動物飼育（野生動物と私有の外来ペットの飼育に関する研究）さらに子犬の違法な取引、輸送に際して家畜の取り扱い、将来のための畜舎の発展といったような、動物保護法改善のための具体的な政策の試行と実施。

### 背景：

連邦政府は、動物保護報告でもってドイツ連邦議会に、過去 4 年間の動物保護の発展状況について報告した。報告期間は 2015 年から 2018 年までを包括している。

#### 2 バイオ経済のチャンス—木材からの革新を

(2019・12・10)

連邦農業省政務次官フェイラーが、気象保護と資源効率化のための木材利用の貢献を強調した。政務次官は 12 月 10 日ベルリンでの対話において、「木材憲章 2,0」のイベントを開催した。このイベントは、持続的な発展のための協議会と共同で開催された。現在、気象変動は従来からの考え方の一新を促している。政治的な大枠条件を変えること、まさに消費行動のように。

” 今日なお石油をベースとした、または有限な鉱物原料から生産される多くの産物は、持続的な林業から木材を基礎とした産物によって、代替えることが可能である” と、政務次官が彼の挨拶で強調した。これは経済、科学、デザイン並びに自然—環境—気象保護の各分野からの、120 人の代表者の前で述べたものである。

近代的なそして環境に優しい繊維として、美容におけるマイクロプラスチック（訳注・環境中に存在する微小なプラスチック粒子）のための自然代替品として。食品のための生物的に分解可能な包装資材の形態で、高層建築における解体可能でかつリサイクルできる建築材料として、生態系上、技術上しかも経済的な潜在力をもつ、木材からの革新的産物市場は巨大である。

” 気象変動の影響は、今行動の必要性の生じていることが明らかである” と、政務次官は続けた。この背景において有限な鉱物資源に対して、バイオ経済による代替の探索は今、非常に今日的である。政務次官はバイオ経済のチャンス、まさに林業―木材業の分野において、なお強力に活用されねばならないことを指摘した。森林は気象変動における救世主であり、同時に犠牲者でもある。これは昨年、一昨年の両年が示している。

政務次官は各州と森林所有者とともに、気象被害の克服と気象的に安定している混交林への森林適応の支援を強調した。同時に持続的な林業からの木材で、補完的な産物―利用分野を開拓するために、新しい着想の研究とその成果の普及についても重要である。連邦省のイベントで模範的な木材からの新しい産物研究が紹介され、そしてバイオ経済と循環経済、持続性への視点でもって、新しい産物構想を議論する。

その際、若い世代の雇用と期待はグリーン経済の手法上において、経済、政治そして行政の役割に焦点をあてている。” 原料の少ないドイツにおいて木材は、重要な再生可能な原料であり、そしてバイオを基礎とした経済への手法で重要な柱である。同時に将来においても、我々は「木材憲章」の領域における、我々の努力をさらに強化する。そして消費者とこの道を進む” と、政務次官がフォーラムで述べた。

### 3 クレックナー大臣：森林への奨励政策の決定

(2019・12・12)

連邦大臣と各州の大臣は、森林所有者―昆虫保護特別大枠プランのための、新たな奨励政策を決定した。EU-共同課題・農業構造と海岸保全の改善（GAK）の共同会議において、クレックナー大臣は 2020 年の奨励政策を、各州の同僚大臣とともに決定した。各州は、来年度の連邦財源合計 11 350 億ユーロ（約 136 億 2 000 万円）を活用できる。

これは今年度よりも、23 500 万ユーロ（約 28 億 2 000 万円）多い。次の 4 年間のために GAK 単独で約 48 000 万ユーロ（約 576 億円）を、追加して森林のために準備している。各州の共同―財政は、8 億ユーロ（約 960 億円）である。

クレックナー大臣は、GAK の奨励分野において重要な適応のために、団体、科学者そして実践現場の専門家と議論するために、9 月に国内森林サミットに招いた。これは今採択された。

クレックナー大臣：“我々は森林の転換期を迎えている。昨年と一昨年において、森林は劇的な被害を被った。そのため、今日の決定は森林のために、明確なそして重要な認知である。我々は、今迅速にそして目的に沿って準備している。支援を必要としているところに、届けなければならない。同時に我々は、被害木の除去、再植林並びに地域の気象に合った混交林への改造を支援する。我々はその中から多くの利益を手にする。

極端な気象結果によって引き起こされた森林の被害を、克服するための対策は、GAKの奨励分野に関して以下の対応が認可される。”

- 1 小規模森林所有者（20ha以下）は、証明された支出の90%までの高い奨励率を得られる。
- 2 罹病しそして病害樹木の危険回避のために、樹木の除去が奨励される。
- 3 対策の調整、準備、管理に際して非一公的サービスのための経費は、奨励可能である。
- 4 自然的な若返りのための再植林は、今奨励可能である（例えば、林地の準備、野生動物の食害防止）。
- 5 再植林は、その土地に適した樹種の十分な割合を順守すること。そして現状の樹種に適合した方法を実施すること（例えば、グループでの植え付け）。
- 6 針葉樹林は奨励対象外である。しかし、その土地の広葉樹に欠けている生育条件の理由付けがある場合のみ、奨励対象となる（中部山岳地の高原、アルプス）。

各州への財源配分は、各州の奨励可能な森林面積（私有一地方自治体所有）に応じて、実施されることに合意している。

### **昆虫保護の特別枠プランを決定**

プラン委員会において新しい特別枠プラン「農村景観における昆虫保護政策」が決定された。これをもって連邦農業省は、実際昆虫を保護する農業者を支援する。このため、連邦財源5000万ユーロ（約60億円）各州と共同投資で8300万ユーロ（約99億6000万円）が準備されている。昆虫保護特別枠からの奨励は、市場—土地景観に適応し、並びに環境に適した契約・自然保護と農村景観保持を含めた農地管理に関係した、奨励基本方針に沿って実施される。

- ・奨励される対策は、例えば花畑、生垣、茂みそして散在果樹草地、持続的に管理する草地と有機農法の実践と設備である。

- ・政策的に契約されている自然保護の分野における農業者の対策の非一生産的投資もまた、奨励可能である。

#### **さらなる決定：**

- ・農村発展の特別プランについて、これまでの1億5000万円（約180億円）の代わりに、来年は2億ユーロ（約240億円）の財源を、連邦政府が準備している。奨励目的は達成可能な基本的サービスの供給（例えば、水、電気、医療など）、魅力的なそして生き生きとした地域の中核づくり、空き家の除去である。
- ・狼によって引き起こされる被害補償のため、そしてその予防のために105万ユーロ（約1億2600万円）を充当する。

#### **EU-共通農業政策（GAK）の背景：**

EUの共通課題”農業構造と海岸保全の改善”は、将来的な要求に指向し、そして競争力のある農林業、海岸保全、活力ある農村地域のために、重要な国内奨励手段である。共通課題の中での奨励政策は、毎年調整される。2020年GAKの連邦財源の合計は、1億1350万ユーロ（約136億2000万円）が活用される。

2019・12・13 記

青森中央学院大学

中川 一徹